

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成 29 年 3 月 9 日（木）午前 10 時～午前 11 時 48 分

場所 第 2 ・ 3 委員会室

出席議員（7 名）委員長 黒川 武 副委員長 櫻井伸賢 委員 塚本秋雄
委員 鬼頭博和 委員 梅村 均 委員 梶谷規子
委員 伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員（14 名）市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山 稔、教育こども未来部長 長谷川 忍
行政課長 中村定秋、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同統括主査 井上佳奈、税務課長 岡本康弘、同統括主査 大橋 透、長寿介護課長 山北由美子、学校教育課長 石川文子、同統括主査 佐野亜矢、同主幹 神山秀行、子育て支援課長 富 邦也、

陳述人（1 名） 岩倉地域精神障害者家族会 岩倉しらゆり会 会長 米本 勝

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤 顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 8 号	岩倉市税条例等の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 9 号	岩倉市国民健康保険条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 10 号	岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 11 号	岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 12 号	岩倉市介護保険条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 13 号	岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 14 号	岩倉市学校給食センター建設基金条例の廃止について	全員賛成 可決

請願第 2 号	「精神障害者の交通運賃割引に関する意見書」提出に関する請願	全員賛成 採択
請願第 3 号	学校周辺や通学路の安全安心を確保するために防犯カメラの設置を求める請願書	厚生・文教常任委員会、総務・産業常任委員会連合審査会による審査を行う

厚生・文教常任委員会（平成29年3月9日）

◎委員長（黒川 武君） ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。当委員会に付託されました案件は、議案7件、請願2件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から挨拶の申し出がありましたので許可をいたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（森山 稔君） 皆様、改めましておはようございます。

3月に入りまして、日曜日に啓蟄を迎えましてめっきり最近春めいてきたところでございますが、最近は寒暖差もございまして、体調管理には皆さん十分気を使われていることと思います。

また、議員の皆様におかれましては、年度末ということで何かとお忙しい時期をお迎えのことと思います。

このような状況の中、本日の厚生・文教常任委員会では岩倉市税条例等の一部改正についてを初め6件の条例改正と、岩倉市学校給食センター建設基金条例の廃止についてをお願いするものでございます。

本日は、主査以上の職員が出席をさせていただいておりますので、慎重審議をよろしく願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

◎委員長（黒川 武君） それでは、審査に入ります。

陳述人がお越しになっておりますので、請願の審査から始めたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） ご異議なしと認めます。

それでは、はじめに、請願第2号「精神障害者の交通運賃割引に関する意見書」提出に関する請願」を議題といたします。

請願者より意見陳述をされたいとの申し出がありましたので、これを認めます。

暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

意見陳述をお願いします。

◎陳述人（米本 勝君） 岩倉地域精神障害者家族会岩倉しらゆり会の会長をしております米本でございます。よろしくお願いします。

本日は、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。きょうは、

会長の米本と副会長の大坪、この２人で参っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから提出させていただいております陳情書「精神障害者の交通運賃割引に関する意見書」を提出していただきたいという請願をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

１ページはねまして、２ページ目の請願の趣旨について御説明させていただきます。

障害者基本法、平成23年に改正されてはおりますけれど、これにおきましても精神障害者は、身体障害者及び知的障害者と同じく「障害者」として定義され、障害者の自立のための支援策として、社会参加や就労、雇用の促進が進められてまいりました。

こうした中で多くの精神障害者が、医療機関への通院や障害福祉サービス事務所への通所など、日常生活や社会参加のための移動手段として、公共交通機関を利用する機会が多くなってきております。

一方、各公共交通機関では、障害者向けに各種の運賃割引制度が実施されておりますが、対象者は身体障害者及び知的障害者に限定されることが多く、精神障害者にとって経済的な負担が重いため、自立や社会参加の妨げとなっております。

平成26年には、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法などが施行され、また以前に国連の障害者権利条約の締結国になるなど、障害者福祉の流れが大きく変化する中で、精神障害者を交通運賃割引制度の対象から除外するとは、不合理な扱いであります。これらの不合理を改善するための必要な措置を講ずるよう、国に対して働きかけをお願いする次第であります。

請願事項。

１．国に対して「身体障害者及び知的障害者と同等の運賃割引制度が、精神障害者に対しても適用されるよう、公共交通事業者に対して働きかけを行うなど、必要な措置を講じられるよう強く要望する」趣旨の意見書を採択していただきたい。

２．提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣等関係部門長を希望しますというお願いでございます。

これに関しまして、以前、精神障害者に対する交通運賃の割引の状況につきましては、他の障害者と比べて大きな差がございますので、長年全国組織としましても、これを改善するよう要望してまいってきているわけでございますけれど、その状況を簡単に示した資料をお手元にお渡ししてありますの

で、簡単に読ませていただきます。

◎委員長（黒川 武君） ちょっとお待ち願えますか。

暫時休憩します。資料配付をお願いします。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎陳述人（米本 勝君） 障害者に対する交通運賃割引の状況としましては、身体障害者の場合には肢体不自由者や視覚・聴覚障害者など外部障害者に対する場合としまして、昭和25年の身体障害者福祉法制定時から交通運賃の割引が実施されております。

割引対象としましては、ＪＲ、私鉄、航空、旅客船、バス、タクシーなどの運賃及び有料道路通行料などが対象になっております。

それに対して身体障害者の内部障害の４団体、心臓だとか腎臓、呼吸器等の障害に対しましては、おくれまして平成２年２月から運賃割引の対象に追加されました。

知的障害の場合には、長年団体が要望されてみえたわけございますけど、これも平成３年12月から身体障害者と同等の運賃割引制度が実施されております。

精神障害者の状況としましては、他の団体と同様に、昭和の年代から運賃割引を求めて活動していたわけなんですけれども、全く進展はございませんでした。平成５年に精神障害者が障害者基本法の対象となったのを機に、他障害と同等の運賃割引を求める運動に力を入れてまいっております。

それで、平成10年、11年にかけてまして全国で署名活動を行いまして200万人署名ということで実施しました。これをもとに、国及びＪＲ各社に働きかけをしましたが進展はございません。その後も継続して国及びＪＲを初め各方面に要望してきておるわけでございますけれども、進展が見られない。ＪＲ６社は、新たな福祉割引については国や自治体の負担でやってほしいということで独自の割引を取り、精神障害者に適用するということは今考えていないということを主張しております。大手私鉄につきましては、ＪＲに準ずるということで、同様の状況でまいっております。

それに対しまして平成18年に障害者自立支援法が施行されたわけなんですけれども、これを機に中小のバス路線などで精神障害者をも割引の対象という動きが全国的に徐々に動き出しております。

この地域では、平成27年10月に、名鉄バスにおいて精神障害者の運賃割引が実施されました。これを皮切りに愛知県内では、各バス会社及び名古屋市交通局で運賃割引を実施していただくということができております。だけ

ども、ＪＲにおきましては全く変化を見せてくれないというような状況が続いております。

この中で、ことしの２月末に、西日本鉄道で鉄道路線も含めて精神障害者も割引対象にしようと、今年度の４月１日から割引対象ということにさせていただくことができたということで、これは大手鉄道会社で初めてのことでございますので、これをきっかけに、さらに我々活動を広めていきたいというふうに思っているところでございます。

ぜひ全国的にＪＲ初め交通運賃につきまして、他の障害者と同様の制度を精神障害者にも適用していただくようお願いする次第でございます。よろしくお願いします。

◎委員長（黒川 武君） 意見陳述が終わりました。紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 済みません。ちょっと２点ほどお聞かせください。

今回、こうして請願をされたわけですがけれども、例えば、それぞれ地域地域に家族会の方があろうかと思えます。例えば、江南だとか、小牧だとか、一宮とあろうかと思えます。そちらのほうでも同じような請願が、県下として統一行動がとられているかということは、まずお聞かせいただきたいと思えます。

◎陳述人（米本 勝君） これにつきましては、交通運賃の割引に対する活動というのは、全国的な活動として３年前ほど前から力を入れて取り組んでおるところでございまして、今回は東京での国に対する要望というのは今までで強く進めていたわけなんですけど、なかなか前に進まないということで、全国的な要望活動をしようということで、去年、県単位での要望書を取りまとめるという動きは始まっておりまして、愛知県を含めて１６県からの要望が現在まとまっております。それをさらに強力に進めるためにということで、今回全国的に市町村にもお願いしているという動きになっておりますので。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 済みません、ありがとうございました。

それでは、１つだけちょっと確認なんですけれども、今回も私、この後ヘルプマークを導入しませんかということで、ちょっと違う場で話をさせていただく機会があるんですけれども、それぞれ例えば、マタニティマークだとか妊婦さんをあらわすマークだとかというのは、それぞれの団体さんが独

自に考案をされてつくって使ってみえるというような状況なんですけれども、いわゆるこういう精神障害者をあらわすという特定のマークみたいなものというものはありますでしょうか。その確認だけさせてください。

◎陳述人（米本 勝君） 精神障害者をあらわすマークというのは特に設けておりませんが、精神障害者は保健福祉手帳を所持しております、求められた場合にはそれを提出するというところでお願いしております。

◎委員（塚本秋雄君） 身体障害者、知的障害者に、精神障害者を同じような扱いをしていただくという意見書だと思うんですけども、当然、身体障害者、知的障害者には介護者とか介助者、あるいは付添人、そういう言い方があると思いますけれども、精神障害者の方も、介護者というのか介助者というのか、付添人も含めての割引という形になるのかどうかということなんですけど。

◎陳述人（米本 勝君） 精神障害者の場合には、それぞれ障害の特性や違いがあるというような状況でございまして、一概に何級になればどういう状況ということは申し上げられないわけなんですけれども、主に1級の精神障害者の場合には付添人がついて行動するケースが多いということは言えるかと思えます。

◎委員（梶谷規子君） 医療費の助成のときも、やはり身体や知的障害の人たちは医療費の補助が早くからあっても、精神障害の人たちがないということとずうっと運動されてきて、ようやく入院、通院とも医療費の問題も精神も同じように助成できるということになり、精神の疾患だけでなく他の疾病も助成できるようになって大変うれしく思っているところなんですけど、やはり身体障害者の人たちと違って、精神の人たちというのは自分たち自身で行動するという、要求していくというところがなかなか難しい面がある中で、やはり家族会の人たちが一生懸命やられているということに本当に敬意を表するわけなんですけど、そういった中で、少しずつ運賃割引の面でも前進が見られているということに、本当にこの間の粘り強い運動が実ってきたということに大変うれしく思っていますが、名鉄に関してお聞きしたいのは、名鉄バスだけで、名鉄の鉄路のほうはまだ割引は全然実現していない状況なんですか。

◎陳述人（米本 勝君） 名鉄につきましては、名鉄バスは比較的スムーズに話を進めていただけたわけなんですけど、名鉄の鉄路に関しましては、我々が要望書をお持ちしてお伺いするというお願いをしても、担当部署との面会すら今のところできておりません。受付で預かっていただいて、お持ちしていただいているという状況で、正式の回答すらまだいただ

けないという状況が続いております。

◎委員（鬼頭博和君） 今の名鉄バスの件なんですけれども、バスとか名古屋の市営の交通局的ほうは割引がされているんですけれども、なかなかこの鉄道に関しては進まないというのは何かあるんでしょうか。

◎陳述人（米本 勝君） これについては、何が原因かというのはよくわからないんですけれども、まずもとになっているのはＪＲがかたくなに基本姿勢を崩さないというところがありまして、各社ＪＲに準ずるという回答しか、ほかの鉄道さんも含めていただいていないわけなんですけれども、これが今度西鉄において初めて突破口ができたということで喜んでいるわけなんですけれども、今後、そんなに拡大に甘くないんじゃないかなというふうに思っております。

西鉄さんの場合には、ＪＲの身体、知的さんと同じ条件で身体、知的さんの割引が今までなされていたかというのと、そうじゃなくて、身体、知的さんに対しても、ＪＲさんを上回る独自の制度をもって今まで対処してきていらしたわけなんですけれども、それに今回精神も準じていただいたということでございますので、ＪＲがやれば、精神もやるよという話とは違った面があるかと思えます。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はないようですので、これをもちまして質疑は終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

請願第２号「精神障害者の交通運賃割引に関する意見書」提出に関する請願」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第２号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、議案第８号「岩倉市税条例等の一部改正について」を議題と

いたします。

当局の説明をいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 委員より省略の声がありましたので、当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りますが、席の移動をお願いいたします。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 市税条例の一部改正についてお伺いをいたします。

環境性能割は聞きませんので、法人税のほうに関することだけ教えてください。

法人市民税の法人均等割ではなく法人税割のほうの税率が変わるよという改正だと思います。平成26年度の総務省の決算カード、私が手にできるの一番最新がそれなので、それしか手にできなかったんですけど、法人税割が2億1,900万円ほど入ってきています。どれほど減収になるのかの見込みがわかればで結構です。お知らせください。

◎税務課統括主査（大橋 透君） ただいまの法人市民税の法人税割の減収ですが、執行日は平成31年10月1日ということで、まだ少し先の話ではありますが、27年度の実績をもとに算出しますと、今回の税率引き下げにより約6,500万円の減収を見込んでおります。以上です。

◎委員（鬼頭博和君） 同じく第2条の法人税の減税に関してなんですけれども、市民税のほうは引き下げということなんです、その下に地方法人税、国税の税率は引き上げになるというふうになっています。これ引き上げがされるということなので、どれぐらい引き上げがされるのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

◎税務課統括主査（大橋 透君） 国税である地方法人税の、先ほどおっしゃられました引き上げの額というところについては少し把握はしておりますが、税率としては4.4%から10.3%に引き上げられます。

また、この分については、引き上げ分が地方交付税の原資という形になります。以上です。

◎委員（鬼頭博和君） ということは、市民税は減税になるんですけども、国税のほうが増税になるということで、結果的にはプラス・マイナスどんな

形になるのでしょうか、おわかりになりましたらお願いします。

◎税務課統括主査（大橋 透君） 総体として額がどのようになるかという具体的なところまでは把握はしていないんですけれども、岩倉市内においては、法人が負担する額については大きく影響はないのかなというふうに考えております。以上です。

◎委員（梅村 均君） 軽自動車税関係のほうですけど、環境性能割になるということなんですけど、現行の自動車取得税と比較をして実際増税なのか減税なのか、そのあたり環境性能割が始まるとどっちになるのか、何か大体の捉え方でいいんですが、人によって多分違うんでしょうけれども、そのあたりどんな感じかお聞かせいただけないでしょうか。

◎税務課統括主査（大橋 透君） 今現在は自動車取得税交付金というものを入っております。平成27年度の実績では4,757万7,000円となっております。

軽自動車税の環境性能割については、こちら平成31年10月1日以後に取得した車両からになりますけれども、この分につきましては約5,000万円というところを現段階では税収の見込みとしておりますので、またその時期の登録台数とかから試算をし直すということはあるんですが、ほぼ同程度になるというふうで考えておりますし、また普通自動車というところを取得した際にも自動車税環境性能割というものが課せられまして、この分につきましても、市町村へ交付される制度というものが導入されるということですので、全体で見れば増収になるというふうに考えております。以上です。

◎委員（梅村 均君） 市のほうはわかりました。

購入者側にとってみると、やっぱり増税になってしまう人もいるのか、減税の人もいるのか、その点はどうなんでしょうか。

◎税務課統括主査（大橋 透君） 購入される方の負担ということですけども、取得した際に課税される税金でありますので、そういった意味では一部の方の負担ということにはなりますけれども、今現在購入しますと自動車取得税というのが課税されていますが、この分について廃止になって、かわりに環境性能割というものが導入されるんですけれども、現行の自動車取得税におけるエコカー減税というものと比較すると、環境性能の基準に基づき非課税となる車の割合が高い仕組みになっております。

また、中古車についても、現行の自動車取得税ではエコカー減税の対象にはならないんですけれども、一定環境性能にすぐれた中古車を取得した場合には、税率が低く抑えられるというようなところもありますので、負担の軽減につながるようなこともあるというふうに考えております。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 今回の環境性能割の制度になって、今まで軽自動車

税の場合は市が行っていたものを、今度は都道府県が徴収するということになっていくみたいなのですが、その都道府県が徴収の業務をしていく場合の市全体、県と市のかかわりというか、県が徴収してまたその分で市に戻ってくる金額というのは、そういう誤差というか、市がこれまでと変更になることによって市に入ってくる分が減収になるということはないのかどうかの確認を、ちょっとわかりやすく教えてください。

◎**税務課統括主査（大橋 透君）** この軽自動車税の環境性能割は、今委員がおっしゃられたとおり当分の間は県が賦課徴収をするということになっておりますが、環境性能割の収入全体が市にそのまま歳入として入ることにはなりません。

ただし、県が賦課徴収をするということですので、取扱徴収費というものを県のほうに交付するということになります。この取扱徴収費については、市町村に払い込まれた環境性能割の５％相当額というふうになっておりますので、５,０００万円という収入の見込みからしますと約２５０万円といったところを県に交付するという形になります。以上です。

◎**委員長（黒川 武君）** 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎**委員長（黒川 武君）** 他に質疑はないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（黒川 武君）** 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第８号「岩倉市税条例等の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎**委員長（黒川 武君）** 挙手全員であります。

採決の結果、議案第８号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎**委員長（黒川 武君）** 休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、議案第９号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局より説明の申し出がありましたので、これを許可します。

◎市民部長（柴田義晴君）　ちょっとお時間をいただきまして、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の仮算定について、県下の状況を踏まえた資料を御用意させていただきましたので、配付をさせていただき、説明のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎委員長（黒川　武君）　資料配付の間、暫時休憩します。

（休　　憩）

◎委員長（黒川　武君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

市民窓口課長、説明をお願いします。

◎市民窓口課長（近藤玲子君）　ただいま仮算定の資料を配付させていただきました。

資料はA 3・2枚となっています。

1枚目は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の仮算定廃止（普通徴収分）。2枚目は、平成27年度国民健康保険税収納状況の一覧となっております。こちらは各市町の納期の回数、仮算定の実施状況、収納率をまとめ、参考資料として添付させていただいております。

それでは、1枚目の資料に沿って御説明をさせていただきます。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の仮算定廃止（普通徴収分）についてでございます。

1．仮算定廃止の目的と実施内容について。

現在、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の普通徴収（納付書・口座振替）による納付における算定方法は、4月から6月までを仮算定期間とし、その期間は前々年中の所得をもとに暫定的に金額を決定しております。

平成30年度からは、税額決定の仕組みをわかりやすくするとともに、納期によって税額に大幅な増減が発生することを防ぐために仮算定を廃止し、前年中の所得をもとに税額を決定する本算定のみする方法に変更させていただきたいと考えております。

年金からの天引き（特別徴収）については変更ありません。

この仮算定廃止に伴う変更ポイントといたしまして、まず1番目、保険税額がわかりやすくなります。前年中の所得が確定している7月に計算し、保険税額を決定します。仮算定額との差し引きを行わないため、保険税額の計算内容がわかりやすくなります。

2番目といたしまして、年間の保険税額は変わりません。仮算定がなくなり1回当たりの納付額はふえますが、1年間の保険税額に影響はありません。

3番目といたしまして通知が年1回となります。保険税額の通知は4月

（仮算定）と、7月（本算定）の年2回でしたが7月の1回のみとなります。

4番目といたしまして、納付回数は年間12回から9回になります。

5番目といたしまして、納め過ぎ（還付）が減ります。前々年中に比べ前年中の所得が大幅に減額になった場合や、仮算定期間中に脱退した場合などに発生していました納め過ぎ（還付）が減ります。還付については、毎年300件程度発生している状況でございます。

次の図は、現行の納期と仮算定と本算定の時期をあらわしたものです。

現行では、第1期から第12期、4月から6月までを仮算定、7月から3月までを本算定として実施をしております。

仮算定を廃止した場合は、納期は7月から3月までの9回となるということでございます。

右のページの説明に移ります。

2. 仮算定廃止に伴う経費についてでございます。

まず、導入に必要な経費についてです。

国民健康保険税、こちらについて6月に本算定を実施した場合、必要な経費はシステム改修費、職員時間外合わせて443万円が必要となります。7月を本算定とした場合は、システム改修費として38万8,000円が必要となります。

後期高齢者医療保険料につきましては、後期高齢者広域連合が賦課業務を主体となって担っており、本算定は7月以降の設定となりますが、特に経費は必要となりません。本算定の実施時期を広域連合に報告することで手続が完了するとなっております。

次に、削減できる経費についてでございます。

国民健康保険税については、システム委託料、郵送料、人件費合わせて214万3,000円が削減できます。

後期高齢者医療保険料については、郵送料、人件費合わせて15万5,000円の削減ができます。

次、3. 県下の状況（38市）についてでございます。

まず、本算定の時期についてですが、国民健康保険税、後期高齢者医療とも7月の実施が一番多いという状況となっております。

次に、徴収回数及び仮算定実施状況についてでございます。

国民健康保険税について、仮算定を実施しているのは14市という状況であり、納期については8回が一番多い状況となっております。

後期高齢者医療保険料については、仮算定を実施しているのは6市、また納期については国保と同様8回が一番多い状況となっております。

このたび仮算定を廃止した場合、市民への周知についてでございますが、広報「いわくら」においては、平成29年4月、7月、平成30年4月に掲載をしたいというふうに考えております。

また、被保険者個別に対する通知については、平成29年4月仮算定の時期、7月の本算定の時期、また翌30年4月には仮算定を廃止するということで通知をしたいと予定しております。

ホームページについては、平成29年4月に掲載をしたいと予定しております。

以上で、仮算定廃止についての説明を終わります。

◎委員長（黒川 武君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質地はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 2の仮算定廃止に伴う経費のところの削減できる経費でお聞かせください。

ちょっと聞き漏らしていたら済みません。郵送料と人件費が削減できるという説明でありまして、本会議のほうでシステム委託料も削減できるような答弁があったと思うんですが、そのシステム委託料も削減できると考えていいのでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 削減できる経費としましてシステム委託料も入っております。システム委託料が約90万円、郵送料が約60万円、人件費が約8万円、そのほか消耗品費というような状況となっております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

もう一つですけど、わかりやすくなるのがメリットということでありまして、これまで仮算定をやられていたときに、実際市民から問い合わせみたいな、そんなようなことというのはあったんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） ただいま御質問いただきましたが、仮算定を実施するに当たりまして問い合わせがよくあるものとしては、前年と前々年で収入額に大きな差がある場合、そういった場合は仮算定と本算定の1期当たりの金額に大きく差が生じまして、年度内通して均一的な納税額、税額にならないことによりまして納税義務者の負担も大きくなるということで、そういった御意見、問い合わせが多く寄せられておって、その説明もなかなか理解していただくことが難しいこともあり、大変苦慮しているといった状況があります。

仮算定と本算定の仕組みについても、前々年中と前年中の2回に分けて算定をすることで、その差し引きをしなければならないといったこともありま

して、そういったことについても多く問い合わせをいただいておりますので、そういったことでわかりやすい仕組みになるように、今回仮算定廃止を実施していきたいと考えております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。わかりました。

あと最後にもう一つだけ、まだ仮算定をされているところもあるようですが、もしこういうところは今後どうされていくのか、そんなことがもしわかりましたら動向を少しお聞かせいただけないでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） このたび仮算定廃止を検討するに当たり、実施している市町村に電話をかけて問い合わせをしてまいりました。

その状況の中では、今後平成30年度の廃止に向けて検討している市が多くあったというような状況でございます。

◎委員（梶谷規子君） 仮算定をなくしていくということについては、削減できる経費、職員の事務料も減るし、市民に対しても、やはり市民もまた納付が来たのかというような、仮算定と本算定とまだ理解が難しいというようなことを私にもよく聞かれたので、すっきりするような形で本算定一本にするほうがメリットが大きいのかなというのは思うわけなんです、やはり納付が、本会議でも言いましたように、12期から9期にしていくという場合の1回分の保険税がやはり高くなるということの懸念があるんです。もちろん変更のポイントの②の年間の保険税額は変わりませんということでの周知を、本人にもしっかり広報、個別通知でもしていただくということの今説明がありましたので、その分は市民の方たちの理解をこれからしてもらう中でいいのかなと思うんですが、今その本算定だけにしていく実施の状況を見ても、これから広域化になるのなら、9期か10期で統一していかないのかなと思うんですが、結構ばらつきがあるんですが、広域化にするということで、県の指導で本算定だけにする場合に何回分ということでの指導というのは別にないんでしょうか。その各市の状況に応じてどうぞという状況なんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 国・県からそういった指導などは今のところ受けておらない状況です。以上です。

◎委員（梶谷規子君） やはり県下の状況のただいまの説明では、10回にしてもらっているところも結構あるなあと。8回のところが一番多いみたいですが、やはり10回のほうがより1回分の保険税が少なくなるから10回にしてもらったと思うんですが、先ほどの2の(1)の説明で、これだけ職員の時間外分で経費もかかり、大変になっていくということを見るなら、やはり7月で9回がいたし方ないのかなあというふうにも思うわけなんです、そこは6月と7月の経費の違いは、職員の時間外の分のみでこれだけの違い

というふうに出てくるんでしょうか。システム改修の面でも、6月、7月の差というのはあるんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 6月と7月の経費の差についての御説明をさせていただきます。

6月の443万円の内訳といたしましては、システム改修費が400万円、職員時間外は43万円ということで計算をしております。

また、7月についてはシステム改修費のみで38万8,000円、そういった内訳となっております。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 今の(2)番の削減できる経費なんですけれども、概算だろうとは思いますが、国民健康保険税についてマイナス214万3,000円、システムと郵送と人件費ということで内訳を伺ったんですけど、これは毎年この概算金額で削減できていく、例えば10年間続けたら2,143万円削減できるという意味でよろしいでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） ただいま櫻井委員からお話しありましたように、毎年214万3,000円経費が削減できる状況となっております。

◎副委員長（櫻井伸賢君） わかりました。ありがとうございます。

◎委員（塚本秋雄君） 2つほど質問させていただきます。

国民健康保険の運営主体も市町村から都道府県に移る時期になってきている中でこれが調整されるわけなんですけれども、特に短くなれば月当たりの金額が大きくなります。そういうときに払うほうとしての関係で、徴収との絡みになってくるんですけれども、現在、例えば滞納があれば差し押さえた例はあるかどうか。県になってからのことになるかもしれませんが、これ自体は国なり県なりから国民健康保険というのは補助金行政でありますので、そういうのがカットされるような罰則、ペナルティーが予測されますから、そのような形にもなってくることを予想されますが、そのようなことはちょっとどんなふうに考えておるかお聞きいたします。

◎税務課長（岡本康弘君） 国民健康保険税の徴収に関しましては、市税として税務課で担当しておりますので、私のほうから回答させていただきます。

従来から国民健康保険税もほかの市税と同様に、滞納の状態になれば国税徴収法の規定に基づきまして処理をさせていただいておりますので、差し押さえ等の処分も行っております。広域化が図られましても、徴収の体制自体は基本的に市の責務で行う形になりますので、従来どおりでやるというふうに考えております。よろしく願いいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 2つ目の質問なんですけれども、今年度は変わらず30年度からといいますと、そうすると、今年度につきましては国民健康保険

に加入されている皆様への御案内のパンフレット、これ自体はいつ発行、今までは27年度、28年度、いつごろ発行されて、今年度も同じようにいくけれども、切りかえた場合、この種の岩倉市国民健康保険御加入の皆様へというパンフレットが早くなるのか、7月になるなら遅くなるのか、そこら辺の状況は。この広報とホームページに載せるとは別の冊子があると思いますけれども、この流れを教えてください。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） ただいま塚本委員さんのお持ちの黄色い窓口で配布している国民健康保険の制度の御案内については、4月に毎年修正などあった場合は修正してつくり直しをして、4月から切りかえております。

今回の仮算定廃止の実施の御案内については、29年度1年間かけて市民の皆様や被保険者の皆様に周知をしていく予定でおるんですけども、そういった方には個別で今度の4月の仮算定のときに納付書、納税通知書と一緒に御案内の文書の案内を同封させていただきますし、7月の本算定のときにも個別で納税通知書と一緒にまた御案内をそこで個別にさせていただいて、さらには、30年始まる4月には仮算定廃止の対象だった方に個別で、今年度からはなくなりますよといった通知を個別でまた送らせていただこうと予定しております。以上です。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第9号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、議案第10号「岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

お諮りいたします。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと考えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 評価の関係で評価部会をつくって行うというような改正でございますが、なぜこれまでの評価委員会を廃止して、この計画推進委員会の委員で評価部会をつくって行うことにされたのか、そのあたりの考えをお聞かせください。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） これまで評価委員会では、教育委員会が行います重点施策について点検評価を行ってまいりました。

今回、教育振興基本計画を策定しておりますけれども、今、策定している計画につきましては、これまでの方針を踏まえて、今後、岩倉市教育委員会が目指すべき教育目標、その達成に向けた取り組みをより具体的に幅広く位置づけたものになっております。

そうしたことから、策定にかかわっていただいた委員の方によって策定後のPDCAサイクルによる進行管理と同時に、点検評価を行っていただくことが課題や評価を的確に今後の施策に反映できるものと考えたことから、今回の改正を行ったものでございます。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

では、委員の数ですけど、今まで評価委員会は3名でされておりましたが、今度からは4名以内ということになっておりますけど、その4人にしたのはなぜなのか、お聞かせください。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 今回の計画の策定に当たりましては、学校教育の部会と生涯学習の部会に分かれて検討を進めてまいりましたので、それぞれの各部会から識見者の方1名と委員の方1名ということで、4名の方で評価を行っていただくということにいたしました。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

ちょっと幾つか確認したい点があるんですけど、これまでの評価の方法というのは何か変わるものというものはあるんでしょうか。様式が変わるというようなことは本会議のほうで答弁ありましたけど、その評価方法について何

か今後変わることがあるかどうかお聞かせください。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） まず、評価の対象についてですが、これまでは学校教育、給食センター、生涯学習、図書館、スポーツの5つの項目で点検評価を行っていただいております。今後は、計画の施策体系に沿って評価を行っていただくことになります。

また、報告書につきましても、これまで文書での記述が中心でしたが、今回策定いたします計画には施策ごとに指標も設定してございますので、その達成状況等については表形式での記述になるかと思えます。具体的な様式とかについてはこれからになりますけれども、これまでの報告書を踏まえてよりわかりやすい報告書になるように努めてまいります。

◎委員（梅村 均君） もう一点ですけど、この自己評価の作成は今まで教育委員会事務局がされていましたが、この点は変わらないと考えてよろしいでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 自己評価につきましては、これまでどおり事務局でさせていただきまして、評価の方法を少し御説明をさせていただきますが、これまでどおり自己評価は教育委員会事務局が行います。事務局は、その結果を教育振興基本計画推進委員会へ提出をいたします。推進委員会の評価部会で、その結果をもとに点検と評価を行っていただきまして報告書を作成していただき教育委員会へ提出していただく形となります。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

少し条例が変わるということで、その中のことでちょっと確認ですが、まず評価部会の招集はどのように行われるのか、誰が招集するのか、そんなようなところを実際想定するようになるかお聞かせください。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 今回、評価部会につきましては、改正後の条例で部会の組織については規定しておりますけれども、会議の招集、またその任期等につきましては個別には規定しておりませんので、招集につきましては新しい条例第7条で規定をするということになっております。

◎委員（梅村 均君） 最後ですけど、もう一つ、評価部会の委員さんが欠けてしまったときですね。そのときは、残任期間となるのかとか、どうやって委員を選んでくるのか。補充するのか、もしくは4名以内で補充しないケースもあるかもしれませんが、その委員が欠けたときというのはどうなるのかお考えをお聞かせください。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） まず、欠けた場合の残任期間につきましては、新しい条例の第5条のところで、補欠委員の任期は前任者の残任期間とするとございますので、残任期間として考えております。

また、欠けた場合の人選なんですけれども、評価部会の実質評価点検を行っていただく時期というのが、これまでも7月から8月にかけてのおよそ1カ月になりまして、今まで委員が欠けたということはないんですけれども、もし万が一欠けてしまった場合には、推進委員会のほうと連携しながら人選を進めさせていただいて、教育委員会が指名をさせていただくことになります。

◎委員（梅村 均君） 済みません、最後1点だけです。

在任期間ですか、委員の補充方法はわかりました。

それで、今回、評価部会で予算の関係を見ますと識見者の方がお二人いらっしゃるって、本会議のほうでもあったと思いますが、学校関係の方と生涯学習関係の方というような、そんなような枠があるというようなことでお聞きしていますけど、こういう補充するときですとか、必ずこの枠をやっぱりバランスよく人選をして構成してもらいたいんですけど、そういったことがしっかり行われていくかどうかの確認ですけど、その点お願いします。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） まず、この計画の推進委員会というのは今後も継続してまいりますので、学校教育部門の識見者の方、生涯学習関係の識見者の方、それぞれどちらの方が欠けてしまった場合にも同じような立場の方を人選していきたいと考えております。

◎委員（梶谷規子君） 本会議の中でやりとりがあった教育振興基本計画を推進していく委員会が評価委員会としてという、推進する立場の人たちが評価するということがどうなのか。評価というのは、本当に第三者評価であるべきという議論があったところなんですけど、そこがまだ私の中に非常に引っかかっていて、この教育委員会を評価するという従来の評価委員会の中身、内容、今までやってきた内容が、今度変更されることによってどうなっていくのか。推進委員会の中での評価部会というのがどうなのかというところを、もう少しきちんと第三者評価をやっていくんだというところの明確な御答弁をお願いしたいんですが、どうでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 本会議での繰り返しかも知れませんが、推進委員会は20名で構成する。この計画の推進の継続性、PDCAサイクルで確認していただくという役割もございます。

本会議でも申し上げたと思うんですけれども、この計画の最後のところには、計画の評価検証体制の中では教育委員会内において、本計画の進捗管理を行うとともに、法律に基づく教育委員会事務点検評価を毎年度実施し、各施策、事業の着実な推進を図りますというような評価推進体制ということも計画の中でいっております。この推進委員会については、外部の識見がある

方も入れておりますし、これまでにについても識見者と元教員であった方、それから保護者である方3人をお願いしていたんですけれども、変わりなく外部の目線を適切に入れていただけるというふうに考えています。その外部の目線でいえば、まさに振興計画を策定するときにでもさまざまな御提案もいただきまして意見もいただいて計画を策定しておりますので、第三者委員会的な目線を失うことはないというふうに考えております。

別の機関にしますと同じ議論が繰り返されるという懸念もございますので、評価委員会をこちらの機能を持たせたとしても、それを交代させるということないというふうに考えております。

◎委員（梶谷規子君） 確認ですけど、この振興基本計画の策定委員会のメンバーがほとんど推進委員会のメンバーになられているのでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） もともとこの計画は、策定委員会というものではなくて計画推進委員会というものでございますので、今後もこの条例は継続してまいりますので、同じ識見を有する方ですとか、保護者の代表者の方ですとか、今の委員の方は今年度で任期は終わりますけれども、また4月になりましたら新たに20名の委員の方に委嘱をさせていただくこととなります。

◎委員（梶谷規子君） この教育振興基本計画を策定するときは策定委員会という名前じゃなかったっけ、そのときからもう推進委員会、済みません。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 条例ができたときから推進委員会ということで進めております。

◎委員（梶谷規子君） 計画をつくるときは策定委員会というふうに私のコンクリートの頭ではそう思っていたので、そのときから推進委員会だったという認識を今初めて持ちました。済みません。

そして、新たに今度の推進委員会のメンバーは、メンバーの変更というのはあるのでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 今お願いさせていただいています委員の方々なんですが、保護者、PTAの代表の方になりますと1年任期の方が多いものですから、また4月になれば新たな委員の方になるかと思えます。あと生涯学習関係の方ですと、これまで何年も同じ体育協会の方ですとか、スポーツ推進委員の方ですとか役職を務められた方々ですと、交代がなければ同じ方がその団体から推薦をされるのではないかと考えています。

◎委員（梶谷規子君） 識見者の2人というのは変わらず引き続いてやれるのでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 29年度以降も引き続きお願いをして

おります。

◎委員（塚本秋雄君） 3つほど質問をさせていただきます。

教育委員会が6名ということで定員が決まって、議会の同意でなっていると思うんですけれども、その他の関係でなぜ委員4人以内という表現をされるのかお尋ねいたします。

4人なら4人と言えばいいんじゃないでしょうか。例えば20人とか15人なら以内というのはわかりますけど、4人なんていうのは数字的に普通から見たら4人でいいんじゃないでしょうか。欠員補充はないということですか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） このもともとの計画推進委員会も、委員会は委員25人以内をもって組織するということで規定をしておるんですが、岩倉市でつくられています条例に倣ってこのような表現とさせていただいております。4人より下回って評価をしていただくということは考えてはおりません。

◎委員（塚本秋雄君） 2つ目の質問です。

全国的には、もうこの計画をつくって進められている市町村が数多くあります。そういう中で、他市の例でこのような形の中で教育委員会の中に部会を設けて評価をするというところはあるのかどうか、そこら辺は調べられておられるかどうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 評価部会、教育委員会の中という組織ではないんですけれども、全国的にこの計画を策定した自治体幾つか見てみますと、評価をする構成は異なりますが、このように計画の体系に沿って経過を、点検評価を行うというように変更をしている自治体がほとんどであります。

ただ、評価自体は審議会をつくって、そこで計画をつくったり評価を行ったりというような自治体も確認はさせていただいております。

◎委員（塚本秋雄君） 最後の質問ですけれども、先ほど梅村さんの質問に答弁されていまして、部会で評価をして教育委員会に提出をされるという答弁で終わっていたんですけれども、基本的にはこの評価自体は議会への報告という形になっていると思います。その法律か条例、多分地方行政、26条の1項だったかどうかちょっと私もわかりませんが、その規定をちょっと読んでいただけますでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 読みます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等。

第26条、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状

況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない。

２．教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするとうございます。

◎委員（塚本秋雄君）　今まで私は結構意見を言ってきたと思いますけれども、７月、８月にされてきて、９月の定例会には、木村議員の意見もありましたけれども、ぎりぎりで間に合っていない。基本的に、議会に報告と言ったら、本会議に報告すればもう９月議会しかないとは私は思っていますが、これを新しくやるならば、９月定例会の本会議の初日に報告できる扱いとして、議会がそう申したならば、そのような形になるでしょうか。

◎委員長（黒川　武君）　暫時休憩します。

（休　　憩）

◎委員長（黒川　武君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

じゃあ執行機関側、答弁をお願いします。

◎教育こども未来部長（長谷川　忍君）　現在は、９月の厚生・文教常任委員会の協議会で報告をさせていただいております。８月の教育委員会で諮っておりますので、スケジュール的に。本会議での報告も可能ではあります。

他市町を見ると、本会議の報告事項で実施しているところ、それから全員協議会で報告しているところ、配付にとどめているところ、私どもと同じように厚生・文教の協議会で報告をしているところまちまちでございます。

これまでは委員会で報告をしまいいりましたけれども、御相談してまいりたいと思います。

◎委員（梅村　均君）　この評価、予算上３回開かれていますけど、どんなスケジュールで開かれてきているのかわかりますでしょうか。これまで、１回目、２回目、３回目ですね。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君）　２８年度のことで申しますと、まず評価委員の方々に事務局が作成しました報告書を御提出しまして、それを見ていただいた後に質疑等を文章でいただいております。実際に評価委員会の方々には２回お集まりをいただきまして資料の説明、質疑応答、点検評価をいただいているということで、２８年度は２回開催をさせていただいております。

◎委員（梅村　均君）　済みません、細かくてあれですけど、何月というのと、その開催日ってわかりますでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君）　２８年は、２８年７月２０日、２８年８月４日でございます。

◎委員長（黒川 武君） 塚本委員、よろしいですか、先ほどのことに関して。

◎委員（塚本秋雄君） 会議録に残しておいてもらえればいい。

◎委員長（黒川 武君） 見解をお聞きしたということで、そこでとどめさせていただきます。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第10号「岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第10号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、議案第11号「岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

お諮りいたします。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 新たに北島の児童遊園ができて別表に加える改正でございますけれども、改めて確認ですけれども、地元として非常に交流の場となる貴重な空間ができるということでもありますけど、児童遊園の目的、条例としてみますと使用目的というものがあるものですから、改めて児童遊園の目的に沿った使い方をしていくということになると思うんですが、その

あたりは地元の意向は変わっていないでしょうか。この期間何かそういう使い方を変えたいだとか、そんな声というのはなかったでしょうか。その点だけ確認させてください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（富 邦也君） 児童遊園は身近な遊び場として整備をされております。

借地としていた旧北島の児童遊園につきましては、地主の申し出により平成27年12月をもって返還することになり、新たな児童遊園を設置してほしいという地元からの要望が強く、区と協議しながら新たに設置場所等を決め、区長を含め、また区のほうから児童遊園を利用される子ども会などの意見を取り入れながら、聞きながら、今回の整備を行いましたので地元の理解はされていると思っております。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 質疑なしと認め、これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第11号「岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第11号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、議案第12号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

お諮りいたします。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 済みません。ちょっといま一つわかっていないところもありますので、お聞かせください。

まず、1年早めて取り組む理由ですね。そのあたりのことと、ネットワーク会議が開催されるというのはわかったんですけど、具体的には何が行われていくのか、そのあたりを少し説明していただけないでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（山北由美子君）

今回、介護保険条例の一部改正におきまして、在宅医療介護連携推進事業と認知症の総合支援事業を1年前倒しして開催をさせていただくものでございますけれども、この条例の附則で実施時期を定めさせていただきましたのが、平成27年3月議会、平成26年度の議会でございまして、それから2年が経過していく中で、いろいろと医師会を初めとした関係者と調整を進めてまいりました。特に、この2つの事業につきましては、医師会の協力が必要になってまいりますので、そのあたりを中心に調整もしてまいりましたが、1つには平成27年4月から県の補助事業で在宅医療サポートセンターというのが立ち上がりまして、その中で、そこが中心になって関係者間の会議ですとかいろんな多職種を対象にした研修なんかが開催され始めまして、そういった関係者間の連携が少しずつ進んでいるということがあります。

もう一つ、認知症総合支援事業につきましては、これも認知症の初期集中支援チームを担っていただく医師につきまして、27年度、去年から市のほうでもそういった研修を受けていただく医師会の先生を推薦していただいたり受講支援をしてまいりまして、昨年は1人そういった研修を受けていただき、今年度も2人研修を受けていただいたということで、そういった協力をいただける先生方もいろいろと医師会に協力いただいて体制を整えてきたというのが理由でございます。

また、ネットワーク会議等でどういったことをとということでございますけれども、特に介護連携推進事業の在宅医療介護連携推進事業のほうのネットワーク会議につきましては、医師会とか、歯科医師会とか、薬剤師会とか、介護事業所、訪問看護事業所、地域包括支援センター、そういった在宅の療養者を支える介護と医療の関係者間のより綿密な連携、顔の見える関係でいろんな支援がスムーズにいくような体制を図っていくためのネットワーク会議としていきたいと思っております。

もう一つ、認知症総合支援事業のほうでもネットワーク会議を計画しておりますけれども、地域において認知症の人を支えていくためにいろんな関係

者の方が今携わっているんですけれども、そういった関係者の方々の連携がよりスムーズになって、地域で認知症の方の支援が図られていくようなネットワーク会議として設置をしていきたいというふうに考えております。

◎委員（鬼頭博和君） 認知症総合事業の支援のほうなんですけれども、その中に認知症地域支援推進員の設置というのがございますが、こういった方は具体的にはどういった方をお考えなののでしょうか、お聞かせください。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 認知症地域推進員につきましては、地域包括支援センターの中の社会福祉士の資格のある方を予定しております。総合的な認知症の支援体制の取りまとめとしてのアドバイス等、そのほか総合支援事業についてのサービス等につなぎをしていただくような形で検討をして、その方を1名予定しております。

◎委員（鬼頭博和君） 推進委員何名ぐらいというのは、人数はわかりますか。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 今のところ1名を予定しております。

◎委員（梶谷規子君） 1年前倒しすることによって予算も多くつくということもお聞きしましたが、この在宅医療と介護の連携の推進というのは、本当に在宅でいらっしゃる人の一人一人の方たちにとってとても大事なことだと思うんですが、在宅医療のサポートセンターは、今、岩倉病院内にあるとお聞きするんですが、全ての地域に、岩倉病院にかかわっていない人たちにとっても、この在宅医療と介護の連携の事業というのが有効なものになっていくのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（山北由美子君）

在宅医療サポートセンターにつきましては、県の補助事業ということで、愛知県内の全ての地区医師会に設置がされております。

岩倉市におきましては、岩倉市医師会が設置をしております。設置場所が岩倉病院の中に設置されているという形を今っております。ですから、岩倉病院の患者さんでなくても、岩倉市民の方全体の中での在宅療養をしてみえる方を支えていく関係者間の連携をとる窓口ということで運営がされております。

◎委員（梶谷規子君） 多職種でのネットワーク会議というのはとても大事なことだと思うんですが、これからどれぐらいの頻度でこのネットワーク会議をもっていかれるのか、今の段階でわかりましたらお聞かせください。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） 在宅医療連携推進事業の中で多職種間の会議を開催するんですけれども、来年度については年2回開催を予定しています。

◎委員（榊谷規子君） 年2回だけなんですか。もっと具体的な個々のケースについては、より回数、頻度が必要なんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどんなふうな展開になっていくんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（山北由美子君）

来年度、市のほうでネットワーク会議を開催いたしますのは年に2回ということにしておりますけれども、現在も在宅医療サポートセンターのほうが行行政と医師会の会議ですとか、訪問看護ステーションを対象にした会議ですとか、医師会、薬剤師会、歯科医師会を対象にした会議ですとか、そういった会議が別に何回か開かれておりますので、そういったところにも市も参加しながら今進めておりますので、全体としてはもう少し多くの会議が開かれている状況というふうに思っております。

◎委員（榊谷規子君） 済みません、もう1点、認知症総合支援事業についてもお聞かせいただきたいと思います。

現在もケアアドバイザー会の人たちが中心に取り組んでいらっしゃる事業だと思うんですが、そういったこれまでの展開してきた事業も評価をしながら総合的な支援ということで考えていいんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（山北由美子君）

現在もいわくら認知症ケアアドバイザー会の方が認知症カフェの立ち上げですとか、サポーター養成講座等実施しておりますが、今回地域包括支援センターの中に、特に認知症地域支援推進員という役割を担う方も配置しながら、そういったケアアドバイザー会とも連携をとりながら、その活動も支援していきながら進めていきたいというふうに思っております。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 質疑はないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第12号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第12号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(休憩)

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、議案第13号「岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

お諮りいたします。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 後期高齢者医療の保険料も今度は本算定のみとするということですが、国保と同じように9期なんです、後期高齢の場合は広域で県の事業なんです、愛知県全体が今度は後期高齢は9期ということで見えていいのでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 先ほど御提出いたしました資料をごらんいただきますと、3の県下の状況のところの2のところに徴収回数、仮算定の実施状況ということで、右側の枠の中に後期高齢者医療保険料の状況が記載してございます。というように各市の状況はさまざまであるというところで、8回というところが多いのですが、岩倉市については今回仮算定を廃止して9回ということで実施していきたいと考えております。

◎委員（梶谷規子君） 済みませんでした。後期高齢も書いてあるのを見落としていましたが、広域だから全部統一されるのかなと思ったらそれぞれまちまちなんです、広域ということで県のほうの事務、保険料は市で徴収して納めるということについては、各市町がばらばらな状況であっても現状では大丈夫ということなんですよ。済みません、確認させてください。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 賦課する税額決定については、広域連合のほうが決断を担っているんですけども、徴収業務については市町村のほうの業務になっておりますので、納期についてもそれぞれの自治体での判断で決定しておるところです。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 質疑はないようですので、これをもちまして質疑

を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第13号「岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第13号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、議案第14号「岩倉市学校給食センター建設基金条例の廃止について」を議題といたします。

お諮りいたします。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 参考までに確認をさせてください。

最終的に基金がどのようなになったのか、いつ支払いが終わったのかとか、その辺、利息ですとか運用の結果を教えてください。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター所長（神山秀行君） 基金のほうですが、平成23年3月30日に基金条例のほうが公布、施行されまして、23年度の当初予算のほうで3,000万円、23年度になります。24年の3月補正で5,000万円の積み立てを御承認いただいたところであります。

また、その翌年、24年度につきましては当初予算が3,000万円、25年の3月補正ということで3,000万円の補正、合計6,000万円を積み立てしております。それで、24年の利息につきましては26万1,830円となっております。

また、25年につきましては、当初予算で3,000万円、26年の3月の補正予算で7,000万円の積み立てを行っておりまして、25年度の利子として積み立

てた額につきましては29万5,179円となっております。

また、その翌年、26年度につきましては、当初予算としてはゼロ円ということだったんですが、26年の9月補正のところで2億円という形で積み立てのほうをさせていただいております。そして26年の利子の積み立てとして71万7,154円を積み立てさせていただいております。それで27年度から工事のほうを着工しております。27年度につきましては、積み立てのほうは利息のみで100万531円の利子の積み立てを行っております。それで28年3月25日に、1億8,500万円ということで工事費前期分の工事費に充てるため取り崩させていただいております。

それで、その後の28年の当初の残高としましては2億5,727万4,694円ということでしたが、28年度中の利息が8万5,993円ということでございましたので、そちらのほうも積み立てさせていただいております。それで、最終的に28年7月26日にその残額分の合計2億5,736万687円を取り崩しをさせていただきまして、その後ゼロ円となったという形になっております。

それで、最終的に積み立てて全額取り崩した形になりますが、総額としましては4億4,236万687円を積み立てて取り崩しております。そのうちの利息分につきましては236万687円が利息として積み立てた額になっております。以上です。

◎委員（塚本秋雄君） 建設基金が4億ということで今言われたんですけれども、そもそもこの新学校給食センター建設の総額が幾らで、起債が幾らで、総額の中の内訳を教えてくださいませんか。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター所長（神山秀行君） 建設費の総額としましては、また決算のほうで詳細につきましては御説明させていただけると思いますが、最終的なものとして、総額として土地の取得費等全部含めましてですが、19億2,342万3,000円という形になっております。

起債につきましては、27年度で1億9,290万、28年度につきましては4億2,520万という形で起債のほうを行う予定で、まだ28年度につきまして終わっていないはずなので、そういう予定でおります。

◎委員（塚本秋雄君） 参考までに、国・県の補助金というか、そういうものはありましたでしょうか。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター所長（神山秀行君） がんばる地域交付金というのが、用地の取得のときに5,360万9,000円という形で充当させていただいております。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第14号「岩倉市学校給食センター建設基金条例の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第14号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、請願第3号「学校周辺や通学路の安全安心を確保するために防犯カメラの設置を求める請願書」につきまして、その取り扱いをお諮りいたします。

会議規則第81条の規定に基づき厚生・文教常任委員会と総務・産業建設常任委員会の連合審査会による審査が必要であると考えます。連合審査会を開催することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、そのように決しました。

連合審査会の開催につきましては、委員長より総務・産業建設常任委員会宮川委員長に申し入れをさせていただきます。連合審査会の開催日は、既に議会運営委員会において日程調整がされており、来る3月23日木曜日午後1時30分から第2・第3委員会室において開催する予定でありますので、よろしく願いいたします。

なお、厚生・文教常任委員会は、連合審査会の終了後直ちに開催し、請願第3号についての討論、採決を行うこととなりますので、委員の皆様にはよろしく願いいたします。

これまでのことにつきまして何か委員から意見がありましたらお聞きいたしたいと思いますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 特に意見もないようでございます。

以上で、当委員会に付託されました議案及び請願につきましては、請願第3号を除き議了いたしました。

なお、当委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会といたします。長時間にわたりお疲れさまでございました。